

海外展開支援助成金（現地渡航調査）

【募集要項附属資料】各経費の助成対象範囲・上限

総則	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・海外展開調査に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ裏付け書類によって契約、納品、支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費 ・交付決定日以降に発注、購入、契約、支払等を実施した経費 <p>但し、事前着手申請・承認により、令和5年4月1日（土）以降に事前着手が可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航回数は2回、渡航人数は1回につき3人までが上限
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券等の金券、飲食・娯楽・接待等の経費 ・本邦消費税、国際観光旅客税 <p>※消費税の内訳が確認できない場合は消費税が含まれていると推測される経費全てを課税扱として消費税を算出する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業終了（最終期限：令和6年2月10日（土））迄に支払いが完了していない経費 <p>※口座振替等の場合も、この日までに振り替えられていない経費は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカードのリボ払いで支払われた経費
渡航費	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的及び合理的な経路によるエコノミークラスの航空運賃の実費（空港利用料や燃油サーチャージ、手数料を含む） ・原則、海外への渡航費用が対象であるが、以下のものは認める <ol style="list-style-type: none"> ① 渡航先での国内移動にかかる航空運賃の実費 ② 海外渡航するための一連の渡航過程の一部と認められる日本国内での移動にかかる航空運賃の実費、及び成田空港と羽田空港を結ぶバス・鉄道実費 ③ 新型コロナウイルス感染防止に関連する規則等により発生する経費 （例：日本出国前から帰国迄に必要な PCR・抗原体等の検査・証明実費、その他、特に認める経費）
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ファースト・ビジネスクラス・プレミアムエコノミークラスの航空運賃 <p>※エコノミークラスからのマイレージ及び航空会社の好意による無償アップグレードも同様</p> <ul style="list-style-type: none"> ・渡航先における国内移動にかかる航空運賃以外の交通費（鉄道、バス、タクシー等） ・日本国内での空港まで、もしくは空港からの交通費
宿泊費	
対象	<p>下記、兵庫県職員等の旅費に関する条例による宿泊費を上限とし、その範囲での宿泊代金実費 但し、1回の渡航につき、3人、7連泊（機中泊は含まず）が上限</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>新型コロナウイルス感染対策隔離宿泊費の対応 渡航先での新型コロナウイルス感染対策隔離宿泊費については、通常の宿泊費に加えて、事業実施を通じて1回のみ、1人分の実費を14日間を上限に助成します。（1夜当りの宿泊料上限、対象外費用は下記に準じる）</p> </div>

	区分	都市名・国名	宿泊料(1夜)
	指定都市	ニューヨーク、ワシントン DC、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パリ、ロンドン、シンガポール、モスクワ、アブダビ、ジュネーブ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン ※宿泊施設の住所が指定都市内であること。	16,100 円
	1	アメリカ合衆国、フランス、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ等	13,400 円
	2	ロシア、タイ、ミャンマー、マレーシア、カンボジア、ベトナム、ラオス、インドネシア、ブルネイ、フィリピン、東ティモール、香港、韓国、オーストラリア等	10,800 円
	3	中国、台湾、モンゴル、バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ、ネパール、ブータン 等	9,700 円
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・アーリーチェックイン、レイトチェックアウト、ルームサービス、朝食を含む食費、空港送迎費用等にかかる追加料金 ・新型コロナウイルス感染による入院、感染による隔離にかかる費用 		
通訳費			
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・現地での通訳に要した実費 ・現地到着から連続8日目までの内、5日間、1日につき通訳1名分が上限 ・1日につき宿泊費地域区分の指定都市、区分1は35,000円、区分2、3は25,000円が上限 		
翻訳費			
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・本助成事業(現地での展示会、企業訪問等)で使用する外国語の会社概要、製品案内等の翻訳費、印刷費及び製作費等 ・但し、200,000円が上限 		
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ、業務マニュアル、各種契約書等の翻訳費 		
展示会費			
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・海外見本市・展示会・商談会への出展は1回が上限 ・出展料又は参加料 ・出展ブースにかかる装飾費や備品借上費、什器費等 ・出展にかかる輸送費 		
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・JETRO、中小企業基盤整備機構、県・市などの公的機関の補助を受けたり、割引提供されたりするブースの出展料 		

SDGs（持続可能な開発目標）について

1 SDGs とは

SDGs は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標のことである。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と、その目標に関連づけられた 169 のターゲットから構成されている。

SDGs は格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国が自らの国内で取り組まなければならない課題を含む、全ての国に適用される普遍的な目標である。また、その達成のために、各国政府や市民社会、民間セクターを含む様々な主体が連携し、ODA や民間の資金も含む様々なリソースを活用していく「グローバル・パートナーシップ」を築いていくこととされている。

2 SDGs への貢献

日本政府は 2016 年 5 月に首相ほか全閣僚を構成員とする SDGs 推進本部を立ち上げ、同年 12 月には SDGs 実施指針を決定して以来、国家戦略として積極的に SDGs に取り組んでいる。

また 2017 年 12 月には、全国に先駆けて JICA 関西や近畿経済産業局、関西広域連合が共同して「関西 SDGs プラットフォーム」を設置した。

3 参考資料

(1) SDGs の趣旨

外務省ホームページ「JAPAN SDGs ACTION PLATFORM」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

(2) 17 の目標と 169 のターゲット

上記ページにおける「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ 仮訳 (PDF)」の 13 ページ以降

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/pdf/000101402.pdf>